

平成 28 年度第 2 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会 議事録

平成 29 年 2 月 6 日 (月)

JESCO 豊田 PCB 処理事業所プレゼンテーションルームにて

午後 1 時 59 分 開会

【事務局 (白木)】 それでは、皆様がおそろいになりましたので、ただいまから平成 28 年度第 2 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会を開催させていただきます。

皆様におかれましては、御多忙中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

なお、写真等撮影につきましては、会議の冒頭のみとさせていただきますので、御了承ください。

携帯電話等につきましても、マナーモードにさせていただくか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして豊田市環境部長の高橋から御挨拶申し上げます。

【豊田市環境部 (高橋部長)】 皆さんこんにちは。豊田市役所環境部長の高橋と申します。よろしく申し上げます。

本日、委員の皆様、それから環境省及び東海 4 県の関係の皆様始め関係機関の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、本年度第 2 回の豊田市 PCB 処理安全監視委員会に御出席いただきましてありがとうございます。

さて、この JESCO 豊田 PCB 処理事業所で処理を行う PCB 廃棄物の計画的処理完了期限、これが平成 35 年 3 月 31 日となっております。昨年 8 月 1 日に施行されました PCB 廃棄物特別措置法の改正により、さらなる処理加速のための措置が講じられたところでありまして、豊田市としましても、掘り起こし調査や未処理業者への指導を進めておるところでございます。

また、この処理期限にまでに処理を完了させるためには、言うまでもなく、ここ豊田 PCB 処理事業所が安全かつ順調に稼働していくことが大前提でありまして、この安全監視委員会の役割もますます重要になってくると思われまます。

今後も、委員の皆様のそれぞれの立場からの貴重な御意見をいただき、安全・安心な稼働が継続されるよう監視していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、JESCO からは、処理事業の進捗状況などについて、それから私ども事務局からは、処理事業における市の対応について、それから環境省からは、PCB 廃棄物の早期処理に係る国の取組について、それぞれ御説明をさせていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、安全・安心かつ速やかな PCB 処理事業の推進のために、忌憚のない御意見をいただければと思います。

以上、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく申し上げます。

【事務局（白木）】 ありがとうございます。

本日、環境省から廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課課長補佐 福井和樹様においでいただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

【環境省産業廃棄物課（福井課長補佐）】 ただいま御紹介いただきました環境省産業廃棄物課の福井と申します。

本日は、皆さまお忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

今も部長のほうから御案内いただきましたとおり、我々のほうで昨年、法改正をいたしまして、PCB 廃棄物の処理を進めているところでございます。昨年の秋に行いました有識者の検討会で、今、御紹介ありました掘り起こし調査、JESCO 未登録の事業所の処理促進というところについて、今後加速化していくとともに、国としてもその取組をしっかりと支援し、進捗管理をしていくということで、その進捗管理指標を設けながら今後、取組を強化していくということになってございます。

また JESCO においても、安全を第一にして処理を進めていくということは、今後より一層重要になってまいりますので、それについても環境省としてしっかり指導していきたいというふうに考えております。

本日は、その取組についてご説明をさせていただくとともに、皆様の御意見をいただきまして、その御意見を踏まえてしっかりと取組を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【事務局（白木）】 ありがとうございます。

本日、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 PCB 処理事業部長 吉口進朗様においで

いただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思ひます。

吉口様、よろしくお願ひいたします。

【JESCO（吉口事業部長）】 お世話になっております。JESCO 本社で PCB 処理事業部長をしております吉口でございます。

松田委員長を始め委員の皆様方、豊田市、東海4県、環境省、関係の皆様方におかれましては、平素より豊田 PCB 処理事業所における事業推進につきまして御指導・御鞭撻をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日は、弊社より豊田事業の状況報告としまして何点か説明を準備させていただいております。

まず豊田処理施設における操業に関しまして、トランス類、コンデンサ類、いずれも順調に処理が推移しているところではございますが、最新の昨年末現在の処理実績のほか、周辺環境への影響の防止状況、処理に伴い発生します運転廃棄物の保管と処理の状況、施設搬入までの収集運搬の状況、そしてそうした操業の状況につきまして地域の皆様への情報公開や情報発信の状況を御報告いたします。

また、豊田事業所と他の事業所との間で進めております処理対象物の地域間移動の進捗状況について御説明いたします。

続いて、昨年11月下旬から12月下旬にかけて実施した定期点検期間中におきまして、配管の分解作業時における鉍物油の飛散漏洩、あるいは操業再開に向けた設備立ち上げ時に手動ダイヤフラム弁から蒸留塔還流液の漏洩、こういったトラブルを発生させてしまいました。いずれも PCB 濃度が法基準以下の漏洩ではございましたが、事案の詳細と緊急対応の状況、再発防止への取組について御報告申し上げます。

最後に、処理が完了しますまで施設の健全性と稼働の安全性を確保するための中長期保全計画に基づきます施設の点検・整備状況を御説明いたします。

昨年夏に改正 PCB 特措法が施行されたところでございます。私ども JESCO といたしましても、この事業の最後まで完遂に向けまして、関係者の皆様方の御理解と御指導のもと、本社、事業所が一丸となりまして、一日でも早く安全確実な処理が進みますよう、さらなる努力を続けてまいります所存でございます。

本日は、よろしくお願ひいたします。

【事務局（白木）】 ありがとうございます。

それでは、議事に移る前に、お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第、委員名簿、席次表がA4サイズ1枚ずつあります。

続きまして、資料1、「豊田 PCB 廃棄物処理事業の状況報告について」。

資料2、「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」。

資料3、「PCB 廃棄物の早期処理に係る国の取組について」。

資料4、「豊田 PCB 廃棄物処理施設における PCB 廃棄物処理の計画的処理完了に向けた各自治体の取組内容」。

あと、委員の皆様のみとなりますけれども、その他の資料といたしまして、「平成28年度第1回豊田市 PCB 処理安全監視委員会議事録」を配付させていただいております。

以上となりますが、不足資料がございましたら事務局までお申し出ください。大丈夫でしょうか

それでは、ただいま以降の撮影は御遠慮ください。

本日は、A委員、B委員、C委員、D委員が欠席されておりますが、豊田市 PCB 処理安全監視委員会設置要綱第6条第2項に基づきまして、委員の半数以上の出席がありますので、この会議が成立したことを報告します。

では、これより議事に移ります。

議事進行につきましては、要綱第5条により委員長が務めることとなっておりますので、松田委員長に進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【委員長】 松田でございます。きょうはお寒い中、御参集いただきましてありがとうございます。

それでは、会議次第に従いまして、まず議題1「豊田 PCB 廃棄物処理施設の操業状況報告について」、JESCO のほうから御説明をお願いいたします。

【JESCO（石垣所長）】 皆様こんにちは。JESCO 豊田 PCB 処理事業所の石垣でございます。

資料の説明に入ります前に、昨年12月1日付で事業所の人事異動がございましたので、まず御紹介をさせていただきたいと思っております。

これまで安全対策課長として主に作業者の安全、あるいは漏洩事故等々を防止するための取組をしておりました津森が、北九州事業所に転勤になっております。その後任といたしまして、副所長であります酒井が安全対策課長兼任ということで着任をしております。

それとあわせて、東京事業所からの転勤ということで、安全対策課長代理として大井が着任をしております。

以上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

それでは、資料1をごらんください。まず1ページ目になります。豊田 PCB 廃棄物処理施設での処理実績ということで、一覧表をお示しさせていただいております。

まず、今回のこの表の作成に関しまして、一部修正したところがございます。表-1で「PCB 廃棄物の処理量（中間処理完了ベース）」と記載してございます。従来は、我々の施設に処理をするために投入した段階、すなわち投入ベースでの台数をお示しさせていただいております。処理施設に投入した段階で売り上げとして計上されるという経理上のシステムの関係上、従来は投入ベースでお示しさせていただいておりましたが、本来、処理が終わって何台処理できましたという形でお示しするほうが適切だろうということから、今回から「(中間処理完了ベース)」ということで数字をお示しさせていただいております。したがって、年度ごとの処理台数が、従来お示した資料と若干ずれる形にはなっておりますが、トータルといたしましては、台数はそんなには変わっていないという状況になります。

では、この一覧表の中で、特に特筆すべき内容を御説明したいと思ひます。

まず平成28年11月、12月で実績を記載させていただいておりますが、昨年11月19日から我々の施設は定期点検、並びに経年劣化対応工事ということで中長期保全計画に基づきます設備の改修工事に入っております。今回は、この定期点検期間あわせて40日という、今までで最長の点検期間をとらせていただきました。あわせて、設備の立ち下げ、立ち上げ、それから年末年始操業停止したということから、全体で53日間、処理を停止するということになりました。

法律上、こういった廃棄物の中間処理に関しましては、60日以内に処理をして、その処理が終わりましてというあかしであるマニフェストを保管事業者に戻送するという仕組みになっておまして、53日間も停止をすると、この間に処理を滞らせると、このマニフェストの返送の遅延を起こしてしまうということから、定期点検の前に在庫をゼロにするという形を今回はとらせていただきました。その関係もございまして、11月、12月はほぼ実績が上がっていないという状況になります。

それから種類別では、まずコンデンサのところにあります小型機器（10kg未満）と

記載をしております。これは、従来から豊田では処理ができないということで、安定器とともに登録をしてこなかったという過去の歴史がございます。これが、先ほど環境省のほうからも話がありましたとおり、法律ができあがる中で、小型電気機器についてはこの豊田の中でも処理をしていこうという見直しを行いまして、あわせて施設の改造を行うことによって、処理の実績が上がってきたという状況でございます。平成 27 年度も実績 487 台ということで、かなり処理の加速が図られておりますけれども、今年度はまだ 12 月末段階ではございますが 1,579 台ということで、処理のペースが上がってきたという状況でございます。

あとトランス類ですね、車載トランスにつきましては、従来どおり、年間でおおむね 60 台の処理ということで、順調に処理が継続できているという状況でございます。

そのほか廃 PCB、あるいは保管容器についても、あわせて順調な処理ができているという状況でございます。

なお、この表の下の「注 2」に「※1」とございますが、地域間移動によって大阪事業エリアの PP コンデンサについては 2,068 台既に処理の実績が上がっておりますけれども、この大阪エリアの処理もこの処理の実績の中には含ませていただいております。ただし、「注 4」にありますとおり、豊田エリアに本来保管されていたものをほかの事業所で処理をしたものについては、豊田で処理をしていないということから、車載トランス 62 台、それから炭化コンデンサ 53 台については、既に処理は終わっておりますけれども、この一覧表には計上はしていないという状況になります。

続きまして、2 ページをごらんいただきたいと思います。これについては、豊田 PCB 処理事業区域（東海 4 県並びに豊田市）の PCB 処理進捗の一覧表でございます。

表-2、表-3、表-4 とありまして、この表-4 に処理の進捗率ということで記載をさせていただいております。この豊田 PCB 処理事業エリアにあります事業場数全体の 92% を超える事業者から既に搬入をいただいておりますという状況でございます。そのほか、大型トランスについては 87%、小型トランスは 92%、車載トランスにつきましては、他事業所の協力も得ながら、やっとなら 50% を超えたという状況でございます。その他コンデンサにつきましても、通常のコデンサは 87.5%、処理手間物も 74% ということで処理が進んできております。ただ、先ほど申し上げました 10 kg 未満の小型機器については、処理の促進が図れたという状況ではございませんけれども、進捗率といたしましてはまだ 18% ということで、今後も処理を加速して進めていきた

いと考えておるところでございます。

それから、3ページに入ります。今の一覧表の数字をグラフ化させていただいております。

上がトランス類でございます。全体のトランスをまとめて掲載させていただいております。全体の進捗率といたしましては79.8%ということでございます。平成28年度につきましては、12月までの実績ということで、全体的に処理がだんだん下がってきておるといような状況ではございますけれども、残りの残存台数も減ってきたということもあり、台数自体は平成20年度から下降気味ではございますが、これも処理は順調に進んでいるという状況ではございます。

それからその下、コンデンサ類のグラフになります。これについても、全体で73.7%、台数については12月末までということで3,910台と若干下がったグラフになっておりますが、年明け以降、3カ月の間にさらに処理を上積みをしていくという状況でございます。

それから、4ページになります。これにつきましては、PCB油及び保管容器ということで、合算したものの進捗を記載させていただいております。おおむね約半分の進捗まで進んでおるとい状況でございます。

続きまして、5ページをごらんいただきたいと思っております。周辺環境への影響の状況というデータでございます。

前回、7月に開催いたしました監視委員会から、平成28年7月、10月の2カ月分のデータを新たにこの表に記載させていただいております。いずれも管理目標値、あるいは環境基準値等を超過した値は出ていないという状況でございます。

ただ、1点のみ、表-2の周辺環境モニタリングの大気の本ゼンの項目で、7月に0.0034という数値が出ております。これは環境基準値等といたしましては、年平均で0.003を超えないと、これが環境基準値で、7月は単月ではございますけれども、この0.003を超えた値が出ております。これは、従来もスポット的にはこの値を超える値が出ているということから、この表の一番下にグラフ化して、過去の大気中の本ゼン濃度の測定結果を記載させていただいております。過去もポツポツと年平均の環境基準値を超える値というのは出ておりますけれども、年平均という意味では、いずれもこの環境基準値を超えるといような状況にはなっていないということでございます。表-2の一覧表で本ゼンのところに、今までの年平均値の最大値といたし

ましては 0.0024、これは平成 26 年度の値でございますが、このようになっております。今後も、注視していきたいと考えておるところでございます。

続きまして、6 ページをごらんください。運転廃棄物の保管及び処理の状況でございます。

この施設で PCB 廃棄物を処理する過程で発生する運転廃棄物についても、PCB の汚染物として発生をいたします。これの処理も今、継続的に進めている状況でございます。前回の監視委員会では、昨年 3 月末現在で 2,141 本のドラム缶換算で運転廃棄物が残っておりますという御報告をさせていただいておりますが、今回、円グラフの上にあります 12 月末現在で 1,898 本ということで、ドラム缶の数も徐々に減りつつある状況でございます。

②に各年度別の処理台数、ドラム缶換算での処理量ですね、これを記載させていただいております。一番下が平成 28 年 12 月末現在の処理ということで、高濃度品については、JESCO の北九州事業所で処理をするということで、既に今年度 75 本のドラム缶を北九州事業所に排出をしております。あわせて低濃度品、5,000ppm 以下の低濃度の PCB を含む運転廃棄物については、ドラム缶換算で 761 本、認定施設での処理のための払い出しを行っているという状況でございます。

その次のページに、ドラム缶の残存数量をグラフ化したものを載せさせていただいております。1,500 から始まっておりまして、ちょっとまだ本数としては 1,000 を超える高いレベルでのグラフではございますけれども、ピークから比べますと徐々にドラム缶の数も減ってきておるという状況でございます。今後も、継続的に PCB 廃棄物の処理を行うとともに、所内にたまっております PCB で汚染された運転廃棄物についてもしっかり処理を進めていきたいと考えておるところでございます。

それから 4、収集運搬についてということで、8 ページをごらんください。

これは、PCB 廃棄物を処理するに当たって、収集運搬業者に対象となる PCB 廃棄物を運搬していただいております。その運搬過程、あるいは運搬してから我々が処理ラインに投入するまでの間に、油漏れが発生したという事例が、ここにありますとおり 5 件発生しております。このうち、搬入されてから JESCO の施設内で油漏洩が発生したものが 2 件、それと運搬中に車両等々の揺れによって油が漏れた件数が 3 件ということになっております。いずれも、運搬中、あるいは保管中も、しっかりルールに従った形での対応をとっておりますけれども、やはり 30 年～40 年と長期にわたっ

て保管をされたものということで、運搬中の振動、あるいは JESCO の施設へ搬入してから投入するまでの間でも、油漏れが起こるといふ事例が起きております。これらについても、その都度豊田市には御報告をさせていただいて、適切な処理をとらせていただいております。

それからその次のページ、(2) でございます。これは、収集運搬がルールに従わない不適切な運搬事例ということで発覚した1件の事例でございます。幸いにも漏洩には至らなかったということで、このような不適切な運搬の状況を起こさないように収集運搬業者には指導をいたしております。

これは、コンデンサを運搬する際に、トレーの中に入れて、運搬中に倒れないように固縛をするというルールがございます。この固縛の方法がルールどおりにやられていなかったということから、指導したという状況でございます。

今後も、こういった不適切な事例がないように、もし発生すれば適切な指導をするということを継続して行っていきたいと思っております。

それから、引き続きまして5、地域とのコミュニケーションについてということでございます。

まず(1)、我々の施設を御見学いただいた実績ということでございます。件数並びに人数を一覧表に記載をさせていただいております。

それから②、平成25年の12月から施設を御見学いただいた方にアンケートをとらせていただいております。その集計になります。おおむね9割以上の方々には大変わかりやすかった、よかったという意見をいただいております。

それから(2)周辺自治区、関係自治区として19自治区でございます。情報提供ということで、ことしも年明けに関係自治区を御訪問させていただいて御挨拶をさせていただいております。

それから(3) JESCO 地域協議会ということで、今年度も平成28年8月24日、19自治区のうち事業所が立地しておる自治区並びに隣接の合わせて7自治区の区長においでいただいて、この豊田施設での処理の進捗状況等々について御報告をさせていただいております。

またあわせて、自治区から選出されておられます監視委員の皆様には、この内容については御訪問させていただいて御報告をさせていただいております。

それから(4)といたしまして、豊田 PCB 廃棄物処理事業だよりということで、

これも継続をして毎月1回発行して、皆様にも配布させていただいておるという状況でございます。

本日、この事業だよりについては資料としては御用意させていただいておりませんが、ちょうど昨年の8月でございますが、初めて小学校のお子さまにこの施設をごらんいただいたという事例がございました。これは愛知県の産業廃棄物協会が主催をされました「夏休み親子で環境・資源リサイクル体験ツアー」の一環といたしまして、我々の施設を親子で視察をいただくという催しが行われております。この事業だよりの9月号に掲載させていただいております。

また、ホームページでもこの事業だよりは公表しておりますので、また改めてごらんいただければと思っております。

それから、11ページに入ります。6番といたしましてPCB廃棄物の地域間移動への対応ということでございます。

まず(1)といたしましては、豊田事業対象地域からの搬出実績ということでございます。本来、豊田エリアにあって豊田で処理するものを、処理促進のために地域間移動で他の事業所で処理をしてもらうというものの実績になっております。

まず車載型トランスにつきましては、北九州、大阪、東京での処理をしていただいておりますということで、4月1日から12月31日までの搬出実績といたしまして、それぞれ北九州が26台、大阪が8台、東京へ8台ということでございます。過去の累計は、その右の表に累計の台数を記載させていただいております。

それから、炭化コンデンサでございますけれども、大阪事業所での処理、4月1日から12月31日までには27台、累計で77台の搬出実績がございます。

それと安定器等・汚染物でございます。これは豊田事業所では処理ができないということで北九州のプラズマ熔融炉での処理を行うということで、4月1日から12月31日までで約28万2,000kg、累計で約39万kgの搬出が既に行われているという状況でございます。

それから(2)、これは豊田事業対象地域以外から豊田事業所に搬入された実績ということでございます。

対象となるのは、大阪事業エリアのPPコンデンサでございます。4月1日から12月31日までで1,251台、累計で2,218台の搬入が既に行われておるということでございます。

(3)、GPS を用いた管理ということで、この豊田では処理をしないけれども、この豊田事業エリア、すなわち東海4県のエリアを通過する PCB 廃棄物を運搬した車両の台数を記載させていただいております。

まず東京事業の対象地域、これは東京事業エリアから北九州に搬入されるための運搬車両ということでございます。東名高速ということで、豊田市を通過するというところでございます。4月1日から年末までは29便、累計で既に67便の運搬が実績として上がっております。

それからその下2つは、豊田事業の対象地域から大阪事業所並びに北九州事業所へ運搬された車両の便数でございます。それぞれ一覧表に記載の便数が搬出されておるという状況でございます。

12ページは、現在、運搬車両がどこにいるかというその画面を印刷させていただいたものでございます。GPSにより、5分起きに車両から現在位置の情報が飛んでくるということで、5分起きにプロットしたものがこういう形で線になってあらわれてくると。これによって、適切な運搬が実施されているという確認ができるという状況でございます。

それから、13ページになります。冒頭、私どもの吉口部長からお話しましたとおり、前回の監視委員会から2件の油の漏洩という事象が発生をしております。その概要について御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、PCB濃度でございますけれども、いずれも基準値を下回る PCB ということで、PCBを含まない油ということになります。あわせて漏れた量が、1件目が約百数十cc、2件目が約200ccということで、油の量としてもそれほど多くないという状況でございます。

まず1つ目、鉍物油の飛散漏洩についてということでございます。1枚おめくりいただいて15ページ、ここに写真が3枚掲載されております。これで御説明をさせていただきたいと思っております。

この漏洩が発生した12月1日というのは、先ほど申し上げた定期点検の期間でございます。この定期点検中で、この点検する対象となるのが、遠心分離機という機械でございます。この点検のために、あらかじめ配管を外して中にたまっている油を事前に抜いてそれから点検に入るという、この事前の油抜き作業を行っている最中の事象ということでございます。

油抜きを行う配管が、真ん中の写真に誤って落としたフレキシブル配管とありますが、このフレキシブル配管の中にたまっていた油を抜くという作業を行ってまいりました。一番上の写真にありますとおり、油を抜く際、別の作業者が手に持ったオイルパンでこの油を受けるということをやっております。出てくる油の量に対して十分容量の大きいオイルパンでこの油を受けていたという状況でございます。

ほぼこの配管からの油が抜け切った状況で、この配管に閉止フランジ、すなわちもう液が出てこないように板で配管の穴をふさぐという行為を行います。このフランジをボルトで止めるんですが、この作業を行っている最中に、誤ってこのフレキシブル配管を落としてしまいました。この落としたフレキシブル配管が、もう一人の作業者が持っていたオイルパンの上にドーンと落ちてしまったために、オイルパンを大きく揺らしてしまったことによって、一たんオイルパンに受けた油をこぼしてしまったという事象でございます。

作業場所が、15 ページの一番下の写真にありますとおり、中6階の位置に作業デッキということで別の作業床が設置されております。これはエキスパンドメタルという網状の床でございますが、この写真では、油が漏れないような形でシートが敷いてございますけれども、作業当日は、このシートが敷かれておりませんでした。そのために、フレキシブル配管を落として大きく揺らしてしまっただけの油が、この床から6階の床まで飛散漏洩してしまったという状況でございます。

その際に、たまたま下にいた JESCO の作業者の作業服にこの油が少しかかってしまったという状況がございました。

これが漏洩の概要ということでございます。

それで、この資料の 14 ページになります。(5) にこれを再発させないための対策ということで記載をさせていただいております。

まず①といたしまして、フレキシブル配管及びオイルパンの扱いと養生の徹底ということでございます。配管を外して中に残った油を抜く作業では、次の3点を作業者に伝える教育を今後も継続していく。まず、配管から油を抜く作業には、さまざまな漏洩の危険性が潜んでいるということ。フレキシブル配管を外して閉止フランジを取り付ける作業には、フレキシブル配管を落とす可能性があるということ。また、オイルパンで受けた油についても、このような状況になるとこぼれる危険性があると、こういったことをしっかりまず意識づけをしていくということが重要であろうと。

それと2つ目といたしまして、具体的な対策といたしましては、フレキシブル配管が誤って落ちる可能性があるということで、万が一のことを想定して、ワイヤーで吊る、あるいは台で受けるというような形での対策をしっかりとって、間違っても下にフレキシブル配管を落とさないような措置をしっかりとるということを今後実施していくということです。

それから、今回の漏洩では階下に油が漏洩をしてしまったということで、フレキシブル配管の直下だけではなく、周辺にも養生をするということ、これも徹底をしていくということとしております。

それから②といたしまして、作業をしている場所の下には決して入らないという教育をしっかりと実施をしていこうと思っております。

15ページになります。落下物が到達すると考えられるデッキ下の範囲をカラーコーン、あるいはバーで囲んで、立入禁止であるということもしっかり表示をしていくということ、注意喚起をするということをやっていくということでございます。

それから2つ目といたしまして、作業している場所の下には決して入らないということの教育も、今後継続して行っていくということとしております。

並びに③といたしまして、作業前のKYで、油抜き作業でこのような漏洩が起きたということから、こういった教育も含めて、作業前のKYにおいても、このような危険性があるということを確認すること、そのような指導徹底をしっかりと行っていくということを今後、実施をしていくということとしております。

これが1つ目の事象でございます。

続きまして2件目でございます。16ページからでございます。第一蒸留塔還流液の手動ダイヤフラム弁からの漏洩についてでございます。

これも17ページにダイヤフラムバルブの写真がございます。漏洩したダイヤフラム弁と書いてございますが、この黒い部分から油が漏れたという事象でございます。

また16ページにお戻りいただいて、漏洩の概要ということで状況を御報告させていただきます。

先ほど申し上げたとおり、昨年末まで定期点検ということで設備をとめておりました。定期点検も順調に終わり、1月4日から操業開始に向けて順次設備の立ち上げを行っておりました。この漏洩が起きたのが1月6日でございます。第一蒸留塔という設備がございまして、この第一蒸留塔を立ち上げるためにポンプを稼働させたそのし

ばらく後ですけれども、この油漏れが発見されたという状況でございます。

この第一蒸留塔というのは、金属と含浸物に付着した PCB を除去するために洗浄液で洗います。そうしますと、その洗った洗浄液は PCB が含まれますので、再度この洗浄液を利用する、あるいは PCB は濃縮させて無害化処理をするために、洗浄液と PCB を分離させるための装置でございます。

今回、漏洩が起きたのは、その洗浄液のほうのラインということで、蒸留塔で分離した洗浄液のラインの途中にあります手動式のダイヤフラムバルブから油が漏れたという状況でございます。

この手動のダイヤフラムバルブについては、このバルブの後に自動バルブというのがございます。この自動バルブは、液を止めたり流したりするために開いたり閉じたりするというところでございますけれども、この自動バルブを点検・整備するために、液を止めるための手動のダイヤフラムバルブということでございます。したがって、操業開始以来、このバルブというのは一度も操作をしたことがないバルブということになります。通常の操業ではこのバルブは一切手をつけないということでございます。このバルブから漏れたということでございます。

このバルブについては、ここのラインはおおむね 86 度から 87 度ぐらいの液が流れるということで、常に保温がされておるという状況でございます。したがって、今回も油の漏れが発見された後、この保温材をはがしてこのバルブから漏れているというのが確認をされたということでございます。

(2) 原因の推定でございます。先ほど申し上げたとおり、使用流体の温度は最高で 87 度、この施設で使用しているダイヤフラムバルブの中で最も高温の流体が流れているラインということになります。

②で、このバルブは常時開の状態ということで、常にこの 87 度近い温度にさらされている状況で、また定期点検等で立ち下げ、立ち上げをした場合に、この温度変化によって熱ストレスがかかるということが想定される。

あわせて、この漏れが発見された後、ダイヤフラムを固定していたボルトの増し締めを行ったところ、漏洩が止まったということから、ボルトが緩んで油が漏れたものと考えております。

(3) の応急対応ということで、今回、この同じラインにも同様のバルブが幾つかございます。全部で 18 個ございまして、同様の事象が起きていないかどうかという

ことで、全てこの保温材をはがして漏れの確認を行いました。

油漏れという状況は確認されませんでしたけれども、別の2個のダイヤフラムバルブの部分に油の付着が確認をされた。これについては、中から漏れたものかどうかというところまでは確認はできなかつたんですが、油が付着していたということから漏れてきている可能性があるということで、これらについても対処をとってございます。

この漏れたバルブ並びに油が付着していた3つのバルブでございますが、1つのバルブについては増し締めができたんですけれども、もう1個のバルブについては、ダイヤフラムの裏ゴムの一部が金属部品の外にはみ出している状態で、増し締めができなかつたということから、漏れたバルブ並びにこのダイヤフラムの裏ゴムがはみ出しているバルブについて、ダイヤフラムの交換を実施しております。

この交換をしたバルブについて、外したダイヤフラムに異常がないか確認をしたところ、傷、あるいは割れなど漏洩につながるような状況ではなかつたということから、このダイヤフラムの劣化によって漏洩が発生する可能性はないだろうというふうに判断しております

したがいまして、この交換した2つのバルブ、並びにそのほかのラインのバルブについても、トルクレンチでしっかり増し締めを行い、その後、油を通して漏れないことを確認してから、この漏れが発見した当初、この設備の立ち上げを一時中断してこういった点検を行いましたけれども、漏れないことを確認して操業の再開を行っておるということでございます。

今後の対応ということでございます。これは1月6日に起こっておりまして、まだなかなか検討する時間もとれていないという状況から、今後、同様のことが起きないように、しっかり計画を立てて、ほかの類似するダイヤフラムバルブについてもしっかり対応をとっていきたいと思っております。

以上が、2件の漏洩の概要ということでございます。

引き続きまして、18ページからでございます。中長期保全計画の取組状況ということでございます。

以前もこの監視委員会のほうで御報告をさせていただいておりますけれども、処理期限が延長されたということに伴って、処理終了まで設備を健全に稼働させる必要がある。そのために、平成27年度から平成29年度、この3カ年にわたって設備の保全計画を立案しております。平成28年度はその3カ年計画のちょうど真ん中の年とい

うこととなります。計画に基づいた中長期保全計画の実施状況ということでとりまとめをさせていただいております。

まず、18 ページ中段の上でございます。28 年度に点検・整備を計画し、実施した主な項目ということでございます。

これについては、まず大きなところでは、排気処理設備及び排気等のモニタリング関係でございます。

排気処理設備も、その排気中に含まれるタール等々によって閉塞が起こる可能性があるということから、点検並びに部品の交換ということを行っております。

それから、オンラインモニタリング装置というのがこの施設にはございまして、オンラインによって排気中の PCB 濃度を常時監視しておるというシステムでございます。これについても、新しいものとそっくり入れ替えを行っております。

そのほか、活性炭の交換ということで、活性炭の交換につきましては、月 1 回、定期的な PCB 濃度のモニタリングを行っております。この濃度によって活性炭の破過の時期を想定した上で、ある程度 PCB 濃度が上がってきた段階で活性炭を交換していくということを行っております。

それからその下、もともと 27 年度に予定した点検を、まだ大丈夫ということで 27 年度は延期して 28 年度に実施をした主なものということでございます。

4 系の排気の活性炭吸着槽については、濃度管理によって先延ばしをして平成 28 年度に実施をしたということでございます。

それから、攪拌洗浄という含浸物を洗う、大型の洗濯機とさせていただければよろしいんですが、そのケーシングカバーの Oリングも交換しております。

18 ページの一番下でございます。計画にはありませんでしたが、過去の点検、あるいは日常の作業中に、前倒しで整備をしたほうがいだろうという項目についても、点検・整備を行っております。

それから、19 ページの真中でございます。28 年度にもともと点検・整備を計画していましたが、状況を見た中ではまだやらなくても大丈夫だろうということで延期した項目というのもございます。

これは具体的には真空超音波設備、あるいは真空加熱装置ということで、そこに記載されている設備について整備を延期したという項目もございます。

その次のページでございます。今年度点検・整備した主なものということで、一覧

表に記載をさせていただいております。また改めてごらんいただければと思います。

その次と次のページでございます。この中長期保全計画に伴う点検・整備の実施については、平成 27 年並びに平成 28 年度ということで既に 2 カ年実施をしております。この処理のフローの中に落としこんで、どんな整備を行ったかというのをわかりやすく表示するために、この資料を添付させていただいております。またあわせてごらんいただければと思います。

それから、最後のページになります。豊田 PCB 処理事業所中長期保全計画リスト（抜粋）ということでございます。これは以前もお示しをしておりますけれども、この施設にあります全設備について、中長期保全計画で整備する設備、並びに整備する項目、これを全て一覧表でまとめさせていただいており、点検・整備に漏れがないように、計画どおりの整備がちゃんと実施されているかどうかというのを、この一覧表で管理をしているという状況でございます。

ただ、今回実施しました点検は、まだ点検が終わって最終的な点検報告並びに確認というのも行っていない状況でございます。これは暫定的にこのような形で、しっかり今後も管理をしていきますということをお示しする資料ということで、また今月、この年末に行いました定期点検並びに経年劣化対応工事の検査も我々としてしっかり行って、この一覧表に落としこんで、しっかりした計画のもとに進めていきたいと考えているところでございます。

資料 1 については以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

【豊田市環境部（河合廃棄物対策課長）】 委員長、よろしいでしょうか。

【委員長】 はい、どうぞ。

【豊田市環境部（河合廃棄物対策課長）】 廃棄物対策課の河合でございます。

今、JESCO のほうから説明がございました 2 件の漏洩事故、それから中長期保全計画の取組状況につきましては、1 月 25 日に 4 名の先生の御出席をいただきまして安全監視委員会の作業部会を開催させていただきまして、その中で委員の皆様から御意見、御助言をいただきましたので、この場で報告させていただきます。

資料 2 をごらんください。2 ページ目になりますけれども、2 の「安全監視委員会作業部会の開催について」というところでございます。その中で委員からの主な意見というところでございます。

まず1件目の鉱物油の飛散漏洩について、3つの意見をいただいております。

1つ目が、配管等の重さからすると、作業に無理が生じていたのではないかという御意見。

2つ目としまして、漏洩を起こさないための作業自体の対策と、万一漏洩した場合のフェイルセーフの対策について、具体的に説明をすること。

3つ目が、この事案に限らず、手順書の策定ですとか見直しに際しては、現場、監督者、また第三者の意見を盛り込むこと。

この3点の意見等をいただいております。

3ページをお願いします。第一蒸留塔還流液の手動ダイヤフラム弁からの漏洩についてということで、3点の御指摘をいただいております。

1点目が、通常、プラントでは初期に熱をかけた状態で増し締めをすれば、ボルトが緩むことはないはずということでありまして、初期の段階に問題があったのではないかという御指摘。

2点目が、ボルトを増し締めし過ぎることもよくないということ。初期に正しく増し締めをして、その後は漏れのないことを確認するしかないのではないかという御指摘。

3点目が、漏れと老朽化の因果関係がはっきりしなければ、安全側で考えていく必要がある。

こういった3点の御指摘をいただきました。

それから、中長期保全計画の取組状況についてということで、2点の御意見をいただいております。

1点目が、当初計画していたが延期した項目につきましても、次に実施する時期を記載しておいたほうがよいのではないかという御意見。

それから危険予知活動が盛んに実施されているということについては、よいことではないかという、こういった2点の御意見をいただきました。

それから、きょうの御報告の中ではありませんでしたけれども、1つ戻っていただきまして漏洩防止対策の実施状況についてということで、この案件につきましても、作業部会のほうで1件の御意見をいただいております。

内容としましては、今回のダイヤフラム弁からの漏洩対応につきましても、対応内容が未定ということでもございますけれども、項目については上げておいていただき

たいという、そういったような御意見をいただきました。

以上、報告をさせていただきました。

【委員長】 どうもありがとうございました。

ただいま JESCO のほうからの御説明と、それから豊田市のほうから経過説明がございました。

私たちも、この委員会の中の作業部会でいろいろとお話を伺って、対策等についての要望もお伝えいたしました。

第1番目のケースはケアレスミスですが、第2番目のケースについては、ハード面からもしっかり対応していかなければならないとの認識を JESCO のほうが持ってみえ、現在、進めていただいているというところです。

その点を踏まえまして、安全監視委員会の中でも重要な項目について、皆様のほうからも忌憚のない御意見をいただきたいと思います。

作業部会の先生方にはすでに随分意見を述べて頂いておりますが、さらに加えて述べていただくことがありましたら、よろしく願いたします。

【E委員】 よろしいですか。

【委員長】 はい、どうぞ。

【E委員】 豊田市からの御説明のところの、3ページの一番上の「第一蒸留塔還流液の手動ダイヤフラム弁からの漏洩について」というところの説明で、通常、プラントでは初期に一度熱をかけて、その後、温度を一度下げた状態でボルトの増し締めをします。加熱した状態で締めるのではなくて、温度を一度上げ、常温まで冷えたところで締め直すというように、訂正していただけますでしょうか。

【委員長】 冷間増し締めですね。ただいまコメントをいただきましたように、正確に記述いただきたいと思います。

では、周辺地区の皆様のほうで何か御疑問等がございますでしょうか。F委員、いかがですか。

【F委員】 ダイヤフラムから漏れたというお話をいただきましたが、配管を外した場合、あれは重量ってどのくらいあるんですか。定期点検で今回、始めて点検された状態なんですか。

【JESCO（石垣所長）】 過去にはやっておりません。通常は使用するバルブではございませんので、今回のこの対象バルブについては、点検は行っていないという状況

でございます。

【F委員】 今までも漏れたということで報告を受けましたが、私は来る前に何件かの漏れ対策についてずっと調べてきました。再発防止を必ずやりますとは聞いたんですが、例えばボルトを増し締めをしたら必ず合いマークを打ちますとなっているんですね。こういう場所はボルトに合いマークを打っていないんですか。

【JESCO（石垣所長）】 初期の段階でしっかり整備をして、その後保温材をかぶせて、その後はそのままの状態が継続されていたという状況でございますので、合いマークは打っておりませんし、なおかつ保温材によってその合いマークがどうだというような確認ができない状況ではあったというところでございます。

【F委員】 もしそういうようなことがあったら、合いマークを打って、目で見て確認しましょうねというお話をしたと思います。だから合いマークがずれていれば、ああこれは緩んでいるかなということが第三者から見てもわかるような方法を、これから多くの箇所で行ってほしいと思います。

再発防止はいいんですが、そういう目で見える管理を1件でも2件でも皆さんがやれるように行ってほしいという要望です。

【委員長】 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

市民代表のG委員はいかがですか。

【G委員】 ここの施設以外にも、北九州、東京、大阪とかにもこういった配管を使った処理施設があるんですよ。こういう事故が起きたとき、その施設でのヒヤリハットはどうやって共有されていますか。

【JESCO（石垣所長）】 我々はこういった漏洩なり事故、あるいは災害もそうですけれども、発生した場合には、必ず本社にトラブル報告、トラブル速報という形で、その事象の発生状況を伝えるという仕組みがございます。本社はそれを受け取った場合に、残りの4つの事業所にその情報を発信するというところを行っています。これによって、最終的なその原因究明も含めて、報告等をなされた場合には、各事業所で同様のことが起きないかどうかという水平展開をしております。

今回も、このダイヤフラムバルブのボルトが緩んだということに関しましても、残りの4つの事業所にも確認をいたしまして、同様のことが過去に起きてないかどうかというところも聞き取り調査を行ったんですが、どこの事業所でも起きていないとい

う情報までは得ております。ただ、ボルトが緩んだというのは事実としてございますので、我々としてその対策をしっかりと考えて進めていきたいというふうに思っておるところです。

ですので、決して一つの事業所だけではなくて、ほかの事業所も連携しながら、本社を中心としてそういった水平展開を行っているという状況でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

H委員、いかがですか。

【H委員】 教育とか指導という形で対策を落とし込んでおられるので、今、現在、実際には安全にかかわることはどういうふうなその指導的な伝達が行われているか、教育されているか、少し教えていただけますか。

【JESCO（石垣所長）】 今回の漏洩に関して、2つ目の漏洩は、誰が原因ということではないと思うんですが、1つ目のものにつきましては、我々が点検業務を依頼しております点検業者の作業の方でこういった事例が起きたということで、我々はこの定期点検に入る前には、災害防止協議会という名称で呼んでいるんですが、作業責任者の方全員に集まっていただいて、安全大会というのを開催いたします。最近、特にやっているんですが、その安全大会の中で、過去の事件事例、あるいはトラブル事例というような形で、こんな事象が起きましたよというのを、その災害防止協議会の中で紹介をしております。絶対に同様のことを起こさないようにという注意喚起もやって、あわせて実際の作業前にはKYを確実に実施していただいて、その中でしっかり取り上げて、まずは同様のことが起きないようにというところを周知徹底を図っていただくということをお願いをしているという状況でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

【I委員】 技術的なことではなくて恐縮ですけども、34年度中にこの処理事業が終わると。ここの中長期の保全計画の中で、35、36、37年に作業点検項目が上がっていますが、これはもちろんその作業が延びるとかそういう見込みではなくて、施設そのものはまだ残っているわけなんですけど、残っている以上は点検しなくてははいけないということでしょうか。

【委員長】 その辺の御説明をお願いします。

【JESCO（石垣所長）】 今、法律上、先ほどお話がありましたとおり35年3月末ま

で処理を終える、これが法律的な期限ということになります。ただ、一方で、PCB 廃棄物処理基本計画では、事業終了準備期間というのが平成 38 年 3 月末まで決められておりまして、その中で、例えば新たに出てきたものとか、PCB 廃棄物の中には非常に処理が困難なものがあるということも、新たなものが出てくる段階でわかってきております。そういったものも処理するための期間ということで、法律上認められた期間というのもございます。

それと、我々といたしましては、処理するものが終わったとしても、最終的には処理が終わった後、この施設を解体・撤去していかなければなりません。そのために、施設内で PCB で汚染された設備、こういったものもどんどん解体をして、今の PCB を処理する設備を使って、例えば洗浄設備でどんどん洗っていくことによって、我々が使っていた設備を解体するときにもこの設備を使わなければいけないということになっております。そのために、処理が終わったとしても、この処理するための設備が健全に、特に洗浄設備であるとかそういったものも、施設を解体したものを洗っていくための設備の稼働というのを見込んでおりますので、そういった意味で、さらにその処理期限までではなくて、それよりも先まで設備を動かす可能性があるということで、点検・整備の中には計画として入れさせていただいております。

【委員長】 よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

J 委員、いかがですか。

【J 委員】 オンライン分析計の更新をされたということですがけれども、ここで校正だとかそういうことがどのように行われたかというのを少し教えていただけますか。

【JESCO（石垣所長）】 装置自体はそのままそっくり新しいものと入れ替えをしております。あわせて、オンラインですから、実際に現場からサンプリングを引いてくるための配管、これについても全ライン新しいものを引いてきておるということでやっております。

今おっしゃった校正については、オンライン分析計で分析されたデータ並びに我々がオフラインでサンプリングしたデータ、これと突き合わせをして、おおむね妥当な値を示しているという形での確認を行っております。

【J 委員】 そのデータというものは、例えば何年かごとに見られるように保管をされているのでしょうか。

【JESCO（石垣所長）】　そうですね。また、定期的にずれがないかどうかという確認を行っております。

【J委員】　わかりました。

【委員長】　そのほかいかがでしょうか。K委員いかがですか。

【K委員】　作業部会のほうで、漏洩の2件については細かく確認をさせていただきました。特にダイヤフラム弁の漏れというのは、ここの操業当初、いわば建設の当初から全然わからないという、目に見えないところでありまして、それをどう点検・修理していくのかというのは非常に難しいという結論になりました。

E委員が言われたように、最初に増し締めがきちんとされればこの問題は起きなかったかなという感じがしております。私もこの委員としてずっと操業開始時から見させていただいておりますが、なかなかこういう配管の中というのは、増し締めとか点検というのが非常にやりにくいところです。今回、偶然見つかったのかなという感じがしております。

とはいっても、いろんな設備、あるいは装置を入れ替えしたときには、初期の増し締めというのはメンテナンス上では非常に重要なことだというふうに思っております。今回、定期的なことで中長期の計画の中で各設備を入れ替えとかそういうところがありましたので、今回の事例をもとに、増し締めというのをしっかりやって、F委員が言われたように合いマークの付けられるところはしっかりと合いマークを付けていくようなことをやっていっていただきたいというふうに感じました。

以上です。

【委員長】　どうもありがとうございました。

ただ今、皆様からの寄せられたご意見をもう一度よく精査していただきまして、できるだけ安全サイドで対策を講じていただくようお願いいたします。

それでは、続きまして議題の2、「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」、事務局のほうからお願いします。

【豊田市環境部（河合廃棄物対策課長）】　「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」ということで、まず豊田 PCB 処理施設への立入検査の実施状況ということでございます。

立入検査につきましては、原則、月1回行っております。前回の安全監視委員会は7月13日に行われましたけれども、それ以後、計13回の立ち入りを行っております。

概要でございますけれども、まず7月14日に受入作業時の確認ということで、大阪エリアから搬入されたPPコンデンサ受入作業の確認を行いました。これは前回の安全監視委員会で御報告しましたけれども、6月29日の立ち入りのときに、収運業者である京都環境保全公社の搬入におきまして、保護具等の応急措置用品が備え付けられていなかったということで、今回、再度この日に搬入されるということで確認を行いまして、保護具等が備え付けられていることを確認いたしました。

それから7月29日に行政検査ということで、これは年間3回行っておるんですけれども、排ガスと処理後物の抜取り検査、PCBを計測しておりますけれども、結果としましては、両方とも基準値を超えていないということを確認いたしております。

それから8月31日と9月29日に運転状況の確認ということで立ち入りをいたしまして、異常はございませんでした。

それから10月21日にJESCOのほうで地震防災訓練がございましたので、そちらのほうの立ち会いを行いました。

それから10月28日が2回目の行政検査ということで、排ガスと処理後物の抜取り検査を行いまして、基準値未満であることを確認しております。

それから11月18日でございますけれども、11月19日から定期点検に入るということで、その前の立ち下げの状況を確認させていただきました。

2ページ目でございます。12月1日でございます。これは1件目の事故が起きた日でございます、JESCOのほうから油の漏洩の報告を受けまして、状況の確認で立ち入りをいたしました。このときは漏洩の確認と、あとこの漏洩についての原因と対策の報告を出すように指示をいたしまして、12月13日に報告書の提出を受けたところでございます。

それから12月21日、これは環境保全課のほうで立ち入りをしておるんですけれども、水質汚濁防止法に基づく採水を行いまして、最終放流槽からの排水、これは生活雑排水ですけれども、こちらの採水を行いまして、PCB等の検査を行っておりますが、まだ結果のほうは出ていないということでございます。

それから12月27日に定期点検の実施状況と、あと年末年始の長期休暇の連絡体制のほうの確認を行いました。

それから29年の1月6日、これは第一蒸留塔の事故報告を受けて立ち入りをいたしまして、屋外への影響はないということを確認いたしまして、またこちらについても

原因究明と報告の指示をいたしましたところ、10日と25日に報告書を受領しております。

10日の報告書を受けまして、13日に状況確認ということで、漏洩したダイヤフラム弁と同条件である弁についての漏洩確認と、通液試験の終了を受けて確認をいたしまして、適切に措置が講じられていることを確認いたしました。

それから2月1日でございますけれども、こちらは環境保全課の立ち入りですけれども、水質汚濁防止法に基づく特定施設の確認ということで、洗浄施設と分解施設の確認を環境保全課が行っております。

立入時の写真につきましては、3ページ、4ページに掲載をさせていただいておりますので、またごらんください。

2番につきましては、先ほど御報告をさせていただきましたので省略させていただきます。

以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございます。

豊田市のほうでしっかりと安全監視、点検をしていただいていると思いますが、皆様の方からこの点に関して何か御質問あるいはアドバイスはございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ただいまの議題についてはこれで終了させていただきたいと思えます。

次に、議題3、「PCB廃棄物の早期処理に係る国の取組について」、環境省のほうから御説明をお願いいたします。

【環境省産業廃棄物課（福井課長補佐）】 それでは、資料3に基づきまして、今年の8月に施行いたしました改正PCB特措法、その施行後の主な取組について御紹介をさせていただきます。

まず、目次でございますけれども、大きく4点について御説明いたします。まず1点目は、改正後の主な取組についてでございます。また2点目は、PCB特別措置法と関連いたします電気事業法との連携について。3点目が、地方環境事務所、環境省の出先機関でございますけれども、こちらの体制の強化について。そして最後に、平成29年度予算についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、まず1点目の項目でございます。改正後の主な取組といたしまして、下に書いてございますけれども、現在、PCB廃棄物処理基本計画を今回の改正に合わせまして、政府全体の閣議決定計画に格上げしております。その計

画に基づいて取り組んでいる内容を幾つか御紹介させていただきます。

まず1点目が、関係者の連携の促進でございます。今回、基本計画におきまして、国（環境省、経済産業省）及び関係自治体、電気保安関係事業者、製造メーカーの団体である日本電機工業会、日本照明工業会、そして処理事業者である JESCO からなります PCB 廃棄物処理関係者連絡会というものを開催するという事になっておりまして、こちらについては、JESCO のあります5地域、及び全国版といたしまして東京での開催というのを年2回実施しているところでございます。

また、後ほど詳しく御説明しますが、経済産業省においては、電気事業法を改正いたしましたして、今回の改正から電気主任技術者、これは自家用電気工作物を設置しているところに必ず配置する専門家でございますが、この電気主任技術者の職務として、高濃度 PCB 含有電気工作物の有無を確認するという業務が追加されてございます。これにより、確実に最終的に掘り起こしを行って、PCB 廃棄物が使われているものについては使用を終了し、廃棄していくということになります。

また、周知・広報といたしまして、今年度は9月から2月にかけて全国 19 カ所で、各会場 150 名程度の会場でございますが、事業者向けの説明会を開催しているところでございます。この説明会で、制度改正の内容ですとか、処理に向けた手続、PCB 処理機器の掘り起こしの方法について直接御説明する機会をいただいております。

また、中国、四国、九州、沖縄各県の変圧器・コンデンサの処分期間の末日というのが、昨年11月16日で残り500日という期限を迎えております。この期限に当たりまして、官邸を含めた関係省庁及び自治体のツイッター、SNS を活用いたしまして、延べ500万人の皆様に対して一斉広報を行っております。

今後も、こういった取組を引き続き行っていきたいと考えております。

1枚おめくりいただきまして、その広報について今後、具体的な取組でございます。

環境省では、ここに書いてございますような広報を今後、活用していきたいと考えておりまして、特にマスメディアを活用した取組については、まず最初におとずれまず北九州事業エリアの処分期間の1年前、今年度末に相当しますが、この期間に当たりまして、ここに書いてありますような業界紙、日刊工業新聞ですとか、全ての主要地方紙の全段広告を行うということをしたいと考えております。また、地方テレビ局に対してのプロモートを行っておりまして、ニュース番組での取り上げといったとこ

るを行っていただく予定でございます。

また、この時期に当たりましてチラシ、ポスターを作成いたしまして、共同配布をしていくということでございます。

また、環境省におきましては、PCB 早期処理情報サイトというものを年末にリニューアルオープンしておりまして、これについても大幅なリニューアル、内容の増強をしていきたいというふうに考えております。

こういった広報を行うに当たりまして、関係省庁、地方公共団体の皆様に連携を呼びかけておりまして、年度末に皆様でまたもう一度一斉広報を行うことで、より一層の周知を図りたいというふうに考えております。

次に、下にいつていただきまして、政府の率先実行の取組状況でございます。

今回の基本計画の改定に当たりまして、政府の率先事項という項目が新たに追加されております。これによりまして、処分期限の実現に向けまして、政府自身もみずから保管・所有する高濃度 PCB 廃棄物について率先処理をしていくということになっております。

これに基づきまして各省庁は、まずみずからの保管・所有の状況、これについては当然ながらこれまでも取り組んでおりますが、改めて調査をいたしまして、またその処理に向けた実行計画というのを策定するということになっております。

11 月には、この関係省庁連絡会議というものを設置いたしまして、それぞれの省庁が責任者の出席のもとで取組を進めていくということでございます。

具体的には、この下にございますとおり、まずみずから管理する施設等の実態把握を行うということと、そのみならず、所管する独立行政法人に対しても要請を行い、保管所有量の状況把握及び早期処理の要請を行うということにしております。

また、所管する団体に対しては、広く周知を行うということにしております。

これらの内容を実行計画に盛り込むということで、環境省については、年末に策定をして公表しております。

また、ほかの省庁についても、取組状況を今月まとめまして皆様に公表をさせていただきます。

次のページでございますが、高濃度 PCB 廃棄物の掘り起こし調査についてでございます。

昨年 8 月に施行いたしました改正 PCB 特措法に基づきまして、処分期間までの処

分を確実に行っていくために、まず最初に行わなければならないのは掘り起こし調査でございます。こちらにつきましては、各自治体、都道府県市の皆様と協力して取り組んでいくということで、この取組については、各県市が目標期日を定めて取り組むとともに、環境省としては年2回程度の調査を行いまして、各県市の状況をフォローアップさせていただくということをしております。

また、この図の右側の上でございますとおり、国としましては、調査対象事業者のリストの作成ですとか、掘り起こし調査マニュアルの改訂、相談窓口の設置、必要に応じた現場への自治体支援のための専門家派遣などのさまざまな支援を行うということをしております。

これによりまして、都道府県市においてこういった PCB 廃棄物をまだお持ちの可能性のある事業者の絞り込みを行いまして、アンケート調査、場合によっては電話、訪問調査を行いまして、最終的に未処理の事業者の一覧を作成し、この処理に向けての指導に当たるということをしてまいります。

次に、電気事業法との連携についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、今回、電気事業法も PCB 特措法の改正に合わせて関係省令を改正し、12月1日に完全施行をしております。

今回の改正内容、具体的な主な内容は3つございます。

1つは、所定の期限後の使用の禁止でございます。これは、使用中の製品であったとしても期限を過ぎたものについては使用を中止していただく。それ以降のものは、使用中であっても廃棄物としてみなして処分の指導をしていくということになります。

また2点目といたしまして、この PCB 含有電気工作物を使用しているということが判明した際に、届出、管理状況を報告するということが、この管理状況の中には、廃止の予定年月も提出していただくこととなります。これに基づきまして、指導をしっかりとしていくということになります。

そして3点目が、先ほど申し上げました電気主任技術者による有無の確認でございます。これにより、今後、年次点検、月次点検を活用して高濃度 PCB 含有電気工作物が残されていないかということを確認していくということになります。

また、下に書いておりますのは、この2つの法律により、それぞれの事業者への指導、掘り起こしを行っていくということになりますけれども、抜け漏れがないように連携をしていくということで、大きく3点書いてございます。

詳細については省略いたしますが、要しますと、1点目は、電気事業法による掘り起こしの調査の際に、廃棄物についても発見した際には、都道府県市に報告をするということ。また2点目には、都道府県市が調査を行う際に、電気関係事業者に対しての指導を、産業保安監督部、これは経済産業省の出先機関ですけれども、そういったところと連名にすることにより、電気保安関係者の調査の協力を促すといったことをしていきます。また3点目に、それぞれの法律で届け出られた情報を共有するための法律上の手続ということを書いております。これらにより、連携を強化して取り組むというものでございます。

次のページに進んでいただきまして、地方環境事務所の体制強化についてでございます。

環境省では、来年度から PCB 担当の任期付職員を募集することにいたしまして、それぞれの事務所で体制増強を行うことにしております。

下にご書いてございますとおり、ここ中部地方環境事務所では、PCB 専任の担当を1名、近畿事務所でも1名、中国四国事務所では3名、九州事務所では3名ということで、体制の増強を図っております。

この職員の従事する業務として、左下に書いてございますけれども、今後行います掘り起こし調査について、専門的、技術的視点から都道府県市への助言または勧告を行っていく。また、事業者や関係省庁の地方機関や環境省本省との調整を行っていく。また、今後国もみずから報告徴収、立入検査、改善命令、代執行を行う際には、この出先機関により緊密な連携をとって指導をしていく。

そういった取組をするための体制増強をしております。まずは西を重点的に増強しておりますけれども、今後、東に向けての増強というのを、来年度以降も環境省としては要求していきたいというふうに考えております。

最後に4点目といたしまして、来年度の予算についてでございます。

以降で細かい資料がございますので、御説明については割愛をさせていただきますけれども、大きく13ページと書いてあるシートの下のところに一覧がございます。

予算としましては、上の5つが予算項目でございまして、最後の1点目が別の低利融資の仕組みを新たに設けたものでございます。

1つ目の予算、PCB 廃棄物適正処理対策推進事業でございますが、こちらについては、都道府県市が行う掘り起こし調査の支援であるとか、今後の PCB 廃棄物処理に

向けた方策の検討のための予算でございます。

2点目は PCB 廃棄物対策推進費補助金でございますが、こちらについては、PCB 廃棄物を処理する上で、主に中小企業等への補助を行うための予算でございますが、こちらに新たに1億円の増額要求をしておりますけれども、こちらは今後、発生し得る行政代執行の支援のための新たな基金を創設する予算として、来年度から積み立てを行うということにしております。

3点目の PCB 廃棄物処理のための拠点的施設整備事業、こちらは昨年度と同額の予算でございますが、こちらは JESCO における長期保全計画に基づく保全、修繕のための予算でございます。

その次が PCB 廃棄物処理設備の PCB 除去・原状回復事業でございますが、こちらについては、PCB 廃棄物の処理事業が完了した後、この JESCO の施設を解体・撤去する際に必要な費用を毎年度積み立てているものでございまして、これも今年度同額で要求をしております。

その次の事業が新規事業でございますが、LED 照明導入促進事業。こちらは20億円の内数でございますけれども、PCB を含有する安定器を使用している蛍光灯を LED に交換していただく際には、その買いかえる LED 照明とその工事の費用について補助をさせていただくという事業でございます。こちらについては、後ほど詳しく説明をさせていただきます。

また最後に、日本政策金融公庫における貸付制度でございますが、こちらについては、これまでの処理費用の補助に加えまして、保管、運搬、処分について、残りの費用についての長期の運転資金の貸付を行うというものでございます。

1枚おめくりください。最後の2点について少し資料で御説明をさせていただきます。

16ページと書いております下のスライドでございますが、LED 照明導入促進事業というものがございまして、こちらは従来は主に CO₂削減、低炭素社会実現のための事業として実施してきたものでございますけれども、今回、新たに PCB 使用照明器具の LED 化による CO₂削減推進事業ということで増額要求をさせていただきます。

こちらにつきましては、先ほど申し上げたとおり、PCB 含有をする安定器について、それを取り外して処理していただく場合に限ってですけれども、新たに取り付ける LED 照明の器具の費用及び取付工事の費用の2分の1の補助をするということで、従

来の事業よりも補助率を上げまして補助事業をすると。これにより、低炭素化を進めるとともに、PCB 廃棄物の掘り起こしを進めていくということでございます。

最後のページにいていただきまして、日本政策金融公庫における貸付制度でございます。

こちらにつきましては、これまでの高濃度 PCB 廃棄物のみならず、低濃度 PCB 廃棄物についても、また処理費用だけではなくて保管費用、運搬費用についても貸付を低利で行えるというものでございまして、貸付利率につきましては、高濃度 PCB で 0.31% から、低濃度 PCB で 1.21% からの貸付ができるということになっておりまして、こちらについては来年度からの実施ということで、これを行うことで、費用の工面がなかなか難しい事業者でも処理を進めていただくということにつなげていきたいというふう考えております。

御説明は以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

ただいまの環境省の説明で、何か皆さんのほうでお気づきの点、あるいは質問等がありますでしょうか。

きょうは愛知県以下、本市周辺の県の皆様に参加いただいております。現在、一生懸命掘り起こし事業をされていますので、後ほどご意見をいただくかもしれません。そのときはどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、全体を通してでも結構です。何かお気づきの点はございますでしょうか。

【L 委員】 この廃棄物を処理していくのに、資料を見ていると順調に進捗していて、この年度どおりに処理が完了するように見えるんですけども、まだ処理が済んでいないところ、これからのところが残っているところで、回答があるところは多分、予定どおりに廃棄物を処理していつてくれると思うんですが、未回答のところは、これは具体的に事業者に対して対応していかないとなかなか進まなくて、補助金という話が今、出てきたんですけども、中小企業等はやはり金銭的な面で、要するにお金的な面で苦しくて廃棄物処理ができないというところもあるんじゃないかと思います。この補助金はどの程度対応しているのか、もう少し具体的に聞けるとありがたいです。

【環境省産業廃棄物課（福井課長補佐）】 今、PCB 廃棄物の処理に当たりまして、中小企業の皆様に対しましては、お持ちの PCB 廃棄物を処理する上での処理費用の 70% を補助金からお支払いをするということですので、中小企業様の御負担分という

のは 30%ということになります。

今回、今、御紹介したのは、それ以外のものに関しまして、例えば照明器具、安定器であれば、それを処理するだけではなくて、それを機に LED に交換していただく場合には、新しく交換する側の LED の費用の 2 分の 1、安定器を取り外すための工事の費用の 2 分の 1 を補助しますということを申し上げておまして、LED にかえることで、例えば電気代もお安くなりますので、電気代の浮いた部分からその処理費用に充ててもらって、回収ができるだけ早くするようにしてもらえんことをお願いしたいと思っております。

また、先ほど最後に御紹介した低利融資のところ、処理費用の残りの 30%、それと処理までの今後の保管の費用、最終的な収集運搬の費用についても、これは補助ではありませんけれども、低利の融資を活用することで、直近の御負担を減らして平準化していただくというところで、できる限りの処理の促進につなげていきたいというふうに考えております。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、次の「その他」に移りまして、環境省からの説明につきましては後ほど戻って御意見をいただくことでよろしいですか。

それでは、事務局のほうで「その他」で何かありますか。

【豊田市環境部（河合廃棄物対策課長）】 今回の御議論の中でもありましたし、前回の委員会のほうでもございましたけれども、JESCO の処理能力からすれば、十分処理期限までに PCB 廃棄物については処理できるということがございますけれども、やはり今もございましたけれども、掘り起こしをしてしっかりその数を確定すること。それから出し渋りをされている方についてしっかり指導をするというのが重要だということ、いろいろ御意見いただいておりますので、今回、その御意見を踏まえまして、豊田市とあとオブザーバーで御出席いただいております東海 4 県の計画的処理完了期限までの処理の完了に向けた取組について、簡単に御報告をさせていただきます。

豊田市のほうからでございますけれども、資料 4 をごらんください。

「豊田 PCB 廃棄物処理施設における PCB 廃棄物処理の計画的処理完了期限（平成 34 年度末）までの処理完了に向けた各自治体の取組内容」ということで、まず豊田市でございますけれども、前段の掘り起こし調査のほうでございますけれども、進捗状況です。

昨年度、平成 27 年 6 月に、以前、環境省と豊田市が行った調査がございまして、そちらのほうの未回答事業者に対して、電話をかけての調査を実施いたしました。回答としましては 445 件の回答がございまして、未回答のほうは 458 件という状況でございました。

この調査に基づきまして、同じ昨年度の 12 月に、未回答事業者に対して今度は郵送で再調査を行いまして、311 件の回答と、未回答が 126 件という状況でございまして、今年度におきましては、この未回答事業者ですとか、あと回答はいただいているんですけれども、内容がはっきりしないという事業者もございましたので、そちらに対する電話による確認ですとか、訪問による調査のほうを行っている状況でございまして。

今後のスケジュールでございまして、来年度、平成 29 年度におきましては、まだこちらから調査をかけても返送がない未達の事業者という方も何件かございまして、そちらのほうの対応を行いまして、年度末までには高濃度の PCB 廃棄物については確認を終了する予定でございまして。

それから、2 点目の未処理事業者への対応ということで、現在の指導状況につきましては、今年度、高濃度のトランス、コンデンサの保有者に対しまして、JESCO と共同で訪問いたしまして、その中で依頼文書の交付ですとか、あと処理の予定期限のヒアリング等を行いまして、実績としましては、8 事業者について処理の意向を取りつけた状況でございまして。

今後の対応としましては、豊田市が策定をしております処理の基本計画におきまして、平成 30 年度末までに市内の高濃度の PCB 廃棄物については処理を完了するという目標を掲げておりますので、そちらに向けましてさらなる訪問ですとかそういった体制を整えまして、粘り強く指導してこの完了までの処理を行っていく予定でございまして。

以上でございまして。

あとは順次、愛知県さんのほうからよろしく申し上げます。

【愛知県環境部資源循環推進課（新井廃棄物監視指導室長）】 それでは、愛知県の取組について御説明させていただきます。

資料の 2 ページ目になりますが、まずちょっと修正がございまして、上から 2 つ目、今後のスケジュールのところの 2 つ目で、「平成 29 年度に、自家用電気工作物設置者」

と書いてありますが、このあとに「以外」を入れ忘れておりましたので、入れていただきたいと思います。

それでは、説明させていただきます。

まず、掘り起こし調査につきまして、今までの進捗状況につきましては、26年3月に環境省のモデル事業で、対象を2万8,000事業者に郵送によるアンケート調査を実施したところでございます。

その結果につきましては、ここには書いてありませんが、2,000が未達、それから1万2,000が未回答、残りの1万4,000回答があったというような状況でございました。

今年度は、その未回答の1万2,000事業者に対して、再度郵送によるアンケート調査をかける予定でございます。その結果に基づき、次年度以降、訪問等をするようになるかと思っております。

そのほかに、来年度ですが、自家用電気工作物以外のものに対する郵送によるアンケートを実施すると。これは主な目的といたしましては、トランス、コンデンサのみならず、安定器なども視野に入れて、こういう確認作業をしたいというようなことを考えております。安定器ですので、豊田地域とは異なるかと思っております。

それから、未処理事業者への対応につきましては、これは従来どおりのことを淡々と書いてあるだけでございますが、保管状況等届出というのを毎年、案内通知を送っておりますので、それに合わせて早期処理に向けての登録であるとか、いろんな法改正などについての状況を説明する資料をあわせて送って、早期処理について働きかけておると。

それから、次年度以降も同じような取組をしていくというところでございますが、先程環境省からも御説明がありましたように、私ども行政には特措法の改正でさまざまな手法が与えられましたので、それらを踏まえて、今後さらにしっかりとした対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

【岐阜県環境生活部廃棄物対策課（鈴木技術課長補佐）】では、岐阜県のほうから御説明申し上げます。

岐阜県は、平成28年2月、平成27年度事業としまして、環境省のPCB含有機器の保有に関する調査、対象としては自家用電気工作物設置者1万3,768件に対する掘

り起こし調査を実施しております。

今年度につきましては、上記調査で回答のあった事業所 8,747 件のうち、PCB 含有機器の保管及び高濃度 PCB 使用製品の所有の回答のあった事業所に対して、郵送による再調査を実施しております。

今後のスケジュールとしましては、平成 29 年度、来年度ですけれども、PCB 含有電気機器の保有に関する調査における未回答・未達の事業者に対して、電話、郵送、そして訪問による調査を実施しようと考えております。

未処理事業者への対応としましては、これも淡々としたこととなりますけれども、平成 27 年度から引き続きまして、JESCO の未登録事業者への共同での訪問を実施。掘り起こし調査で新たに高濃度 PCB が確認された事業所に対して、JESCO への登録に関する文書を送付することを行っております。

今後の対応としましては、引き続き JESCO 未登録事業所に対して、JESCO と共同で訪問を行う。ほかの未処理事業所についても、早期処理に向けた指導を行っていかうと考えております。

以上です。

【静岡県くらし・環境部環境局（太田廃棄物リサイクル課主事）】 静岡県の取組内容について御説明いたします。

まず、掘り起こし調査についてですが、平成 28 年 8 月に自家用電気工作物設置者約 1 万 7,500 件を対象に、PCB 含有電気機器の保有に関する調査票を一斉送付いたしました。

こちらの調査票を送付するに当たりまして、関係する業界誌を通じ回答協力を依頼したり、静岡県は東京電力と中部電力にまたがっておりますので、関東もしくは中部のそれぞれの電気保安関係団体に調査への協力依頼をさせていただきました。

現在、そちらを集計しております、資料では 7,000 件の回答があったということで書いてあるんですけども、もう一度確認をしたところ、9,500 件ほどの回答が現在では確認されております。したがって、回答 9,500 件の内容について、今後もデータ集計・整理を急いで行っていく予定です。

また、平成 29 年については、まずはこの集計作業の整理を早く終えた上で、未回答事業者に調査回答を促したり、未達事業者へのフォローアップ、さらには回答があった事業者についても、高濃度の PCB を優先した段階で期限の周知や処理促進を指

導していきたいと考えております。

続いて、未処理事業者への対応についてですが、こちらも従来から引き続きまして、届出内容を確認して計画的な立入検査を行うなど、JESCO と連携をしながら登録や処理を促しております。

今後の対応としては、さきの掘り起こし調査で判明しました未処理事業者に対して、電話や訪問調査を行い、早期処理依頼を進めていきたいと考えております。

また、括弧の中に人員配置を要求中というふうに書いてありますが、つい先週、こちらのほうの内示を得ましたので、来年度は人員をさらに増員して、電話や訪問調査を積極的に進めていきたいと考えております。

また、最後ですが、こちらも引き続き JESCO と連携をしながら粘り強い指導を行っていきたいと考えております。

以上です。

【三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物リサイクル課（池田廃棄物規制・審査班長）】 三重県でございます。まずもって、本県の PCB 廃棄物処理につきましては、皆様方の御協力いただきまして進めさせていただいておりますことを厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

では、本県の取組でございますが、27年度に掘り起こし調査を1万2,000件程度実施させていただいております。その中で、未回答3,000件、不達の事業者が1,200件程度あったという状況でございます。その調査におきましては、新たに私どもそれまで把握できていなかった210の事業所で高濃度のPCBを持っているという回答をいただきましたので、その事業所につきましては、全て本年度、職員のほうが現地へ行って、保管状況であるとか、早期の処理のお話をさせていただいたというところがございます。

29年度につきましては、新たに環境省からお示しをいただいておりますリストと前回調査したリストの突合をしまして、未回答及び不達の事業者につきましては、そこを中心に新たに調査をしていきたいと思っております。

回答のあったところにつきましては、現地確認を進めて、早期の処理につなげていきたいと思っております。

未処理事業者への対応でございますけれども、引き続き職員による立入検査もさせていただきながら、JESCOの方々にも御協力いただき、個別に訪問をするなどの

指導をしていきたいと思っております。

今後につきましては、どうしても大量に保管してある事業者等ございますので、そういった事業者につきましては、処理計画をお示しいただくなどの指導を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

皆様から掘り起こしの状況について現状を御説明いただきましたが、皆さんかなり苦戦しておられることが伺えました。今後の対応についても模索されているところかと思えます。今回、皆様には大変お忙しい中、委員会にご出席いただきました背景としては、JESCO 豊田事業所で計画的に速やかな PCB 処理を促進していただくのに、皆様方の御協力が欠かせないということがあります。皆様方には実態をお話していただき、環境省に対して要望等がございましたら、この場でおっしゃっていただければよいと思えます。

環境省さん、そういうことでよろしいですか。

【環境省産業廃棄物課（福井課長補佐）】 はい、大丈夫です。

【委員長】 皆さんのほうから忌憚のないご意見をいただければと存じます。どうでしょうか。はい、どうぞ。

【三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物リサイクル課（池田廃棄物規制・審査班長）】 経済産業省との連携というお話をいただいている、私どももそこはどうやってやっていこうかというところで悩んでいるところでもありますので、私ども環境サイドとしていろいろ現地調査なりフォローアップ調査なりをしていくんですが、やはり使用中のところがどんどん出てくる状況ですと、そこをつぶしていても終わりが見えないというところもありますので、その使用中のところについて経済産業省と連携を深めていくというのが大きな課題かというふうに認識しています。

そこについては、今まであまりできていないところでもありますので、今後、いろいろ御意見、御指導いただいて進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【I 委員】 立場の違いで恐縮ですが、未処理業者への対応は、それぞれ4県を見て

も、そんなに内容的には変わらない表記になっているかと思います。少なくともあの年度計画なり、あるいは書いてあるのは我が豊田市は 30 年末ということであってあるわけですが、何かその辺を、思っている以上にやはり 34 年度、35 年 3 月 31 日まで、プラス 3 年というスケジュールの中で、もう少し緊張感を持って掘り起こしをして、対象の該当物件を早く掘り起こして探していただいて、処理の過程に進めていただきたいと思います。

【委員長】 ありがとうございます。進め方が手ぬるいということですね。

【I 委員】 そうですね。

【委員長】 ただいまの御質問は各県の皆様方に共通する話ですが、この点について何かご意見ございますか。やりにくい点、あるいはこうしたらより良くなるとか、環境省からの予算をこういうことに使ったらもっと効率的な処理の促進が進むというような何かご意見はないでしょうか。

【三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物リサイクル課（池田廃棄物規制・審査班長）】 県の自治体が持っているものにつきましては、計画をつくらせていただいています。県が保有しているもの、市町村が保有しているものというのは、計画をつくらせていただいて、優先的にやらせていただくということにさせていただいております。

あと調査については、遅くとも来年度中には全ての調査が終わるように計画をしまして、実際の処理に向けてはおくれのないように、必ず来年度中には全ての調査が終わるようなスケジュール感を持ってやるという取組をさせていただいておるところでございます。

【委員長】 豊田市の例を見ましても、約 30%が未回答ということで、ずっとそれは残っていくのですが、どう対応をしたらよいのでしょうか。

【豊田市環境部（河合廃棄物対策課長）】 やはり未回答というのは、電話をしたりですとかアンケート調査をしても、未回答というのは一定の割合で出てくるものですから、それはやはり何回も繰り返しやるしかないのです。

【委員長】 未回答の中身はどのようになっていますか。

【豊田市環境部（河合廃棄物対策課長）】 未回答の中には、やはり PCB 廃棄物に対する認識というのがあまり詳しくない方がみえるものですから、調査をするにしても、なかなか何を見たらいいかわからないという状況で回答をされない方もみえるものですから、やはり丁寧な説明をして PCB 廃棄物があるかどうかの確認をしていって

ただくしかないかなというところで、豊田市もこれから対応していくことは考えております。

【委員長】 電気機器は最近出てきた話です。それ以前には PCB 油、トランス、コンデンサにしてもまだ何パーセントかの方は未回答で出していただけないという状況でしたね。それを考えますと、電気製品に対してはさらにもっと緊張感を持ってやっていただく必要があります。

【環境省産業廃棄物課（福井課長補佐）】 今、特に西日本を中心に取組を、さまざまな自治体の皆様の大変な御苦勞、御尽力の上で進めております。アンケートについても、一回アンケートを行っていただいた上でもう一度アンケートを行うと、例えば回答していない半分の方がまたさらに半分回答していただけるとか、およそ半分ぐらいの方は確実に回答していただけます。残りの半分の人にも、もう一回調査をすると半分回答いただけるとか、そういう状況がございます。加えて、それを単にアンケートを出すだけではなくて、委員長がおっしゃるとおり、内容がわからない方もいらっしゃるので、設置されている電気主任技術者という専門家の方の協会のほうに、こういうアンケートをお配りしますということで、事前にそちらにアンケート調査票をお渡しして、それが行ったときに設置者に協力するよとということ連携を強めていくといったような優良事例もございますので、そういった西日本での取組を共有させていただいて、より円滑に取り組める方法というのを共有させていただきたいと。

環境省も、まず制度を整えさせていただいておりますけれども、来年度から出先機関の体制も増強しまして、自治体の皆様と一緒に取組を進めていきたいというふうに考えております。中部事務所はまだ1名ではございますけれども、今後も増強に向けて要求をしていきたいというふうに考えておりますので。

【委員長】 約 1/2、さらに 1/2、、、のように年々下がっているようです。そうすると、最終処理期限までに処理できる量はシミュレーションできると思います。要は、最終処理期限から今日までさかのぼってバックキャストできたら、もう少し実効性のある定量的な議論ができると思います。

【環境省産業廃棄物課（福井課長補佐）】 わかりました。ありがとうございます。

【委員長】 そのほかいかがでしょうか。

【静岡県くらし・環境部環境局（太田廃棄物リサイクル課主事）】 先ほどと話がかぶる部分がありますが、やはり掘り起こしの調査等を行っている上で、事業者さんから

は、PCBの期限はもとよりなんですけれど、そもそも PCB とは何かというところの、全くそういった知識がない方というのがいるのが現状で、そういったお問い合わせをよく受けるような状況に当初はなっておりました。もちろん各自治体単位でも、そういったものの広報活動というのは行われるのは必要なことではあるんですけども、先ほど環境省のほうでも、今後の広報の取組ということで御説明いただいたんですけども、こういったこととさらにプラスして、本当に全く知らないような方々に PCB とは何かということが伝わるような形で、もっともっと検討していただければいいのかなと思いますので、そちらのところもよろしくをお願いします。

【委員長】 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

では、E委員から。

【E委員】 調査の中にある未達というのは、郵便が届かなかったということで、事業所そのものがどこか移転してしまったのか、どこに行ったかわからない、電話もかからないとか、そんなような状況ですか。

【豊田市環境部（河合廃棄物対策課長）】 基本的には郵便での調査を行っているんですが、それが届かない。ただ、現場に本当に事務所がないのかどうかというのは、現場調査はまだ行ってないものですから、そこまではっきりはしてないですが、とりあえず郵便での調査については返送されてしまうという、そういったのを未達という形で集計をしております。

【E委員】 もう一つ、補助金制度というのは、これは直接事業者から補助金の申請をするのではなくて、地方の自治体を通してのみですか。

【環境省産業廃棄物課（福井課長補佐）】 直接します。

【E委員】 直接ですか。自治体は補助金には一切かかわらないのですか。

【環境省産業廃棄物課（福井課長補佐）】 はい。

【E委員】 制度自体、広報を幾らやっても、どのようにしたら良いか分からないという気がします。豊田市とかいろいろなところから働きかけをするときに、こういう補助金があるというお知らせも一緒にすると思いますが、手続きの簡単なひな形みたいなものとかを一緒に出してあげると、事業者の不慣れな方たちも利用しやすくなるのではないかと思います。

【環境省産業廃棄物課（福井課長補佐）】 私の説明が不十分でしたけれども、補助金

をお使いいただく際には、JESCO に登録をしていただく際にその補助金を使用することになりますので、JESCO から登録様式の説明ですとかそういったときには、既に割り引いた価格でできるような形で、登録と一緒に申請をするということになっておりますので、補助金は御活用いただけたと思います。

【E委員】 わかりました。

【委員長】 H委員、よろしいですか。

【H委員】 各自治体が今後の取組として幾つか書いていただいておりますが、委員長も言われるように、結局、数値目標のような具体的な量的目標値に至らないというのは、今の掘り起こし調査さえ済めばある程度出せるということと言われたのか、これだけの調査ではまだその目標値として具体的には出せませんよということ言われているのでしょうか。もう少し今後の見通しの具体的なことをここで言っていただいて、そこで環境省にお願いするようなことがあるんだったら、やはり言っていただけないでしょうか。

34年度末までに全部終了しなければいけないというのに、いつまでにその調査は終了できるのでしょうか。どの程度の量が出てくるのかなというのが全然見えないんですけども、いかがでしょうか。各県の方にお聞きしたいと思います。

【K委員】 同じ意見です。

【委員長】 では三重県の方、お願いします。

【三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物リサイクル課（池田廃棄物規制・審査班長）】 現時点では、定量的な計画というのはつくれる段階にないというのが本県の状況です。

それにつきましては、先ほどお話をさせていただきました掘り起こし調査ですね、27年度に実施したものであっても、まだ新たに高濃度を保有しているという回答が210件出てくるという状況です。

それで先ほどお話があったように未達の事業所、未回答のものがあるので、それについては、先ほどお話したように来年度中にはそこをつぶせるようにして、そこがつぶれば、ある程度の定量的なお話をお示しできるような段階になるのかもしれませんが、現時点では、県内にこれだけあって、現時点での進捗状況はこれだけというのがなかなかお示しできるような状況にないというのが実態でございます。

【委員長】 環境省にお伺いします。本日のオブザーバーの方々は PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会に出席されているのでしょうか。

【愛知県環境部資源循環推進課(新井廃棄物監視指導室長)】 愛知県は出ております。

【委員長】 前回、処理促進WGで掘り起しについて、例えば大阪府の方々は困難をきわめて実施されている経験をお話されていました。愛知県以外のオブザーバーの方たちにもこのような逼迫した状況を実感をもって知っていただくことはより重要と考えます。

そのほかどうぞ。

K委員、どうぞ。

【K委員】 今、大体似たような意見が出ているわけですが、私の感じとしては、要は平成34年度までに処理を完了しようというふうに宣言しているわけですよ。じゃあ、この未達、未回答の事業所に対して、いつまで調査をするんだ。件数じゃないです。年度です。それをやり切らないと、残り3年で、豊田市の場合は平成30年度までにやると言っているんですね。やっぱり余裕を持ったやり方でやり切るという考え方を持っていないと、これはやれないと思います。

だから、いつまでに、何年度までにこの未達、未回答のところを全部調査を完了するんだという宣言をしてほしいんです。そうしないと、この文書だけだったら、まただらだら、だらだらいきますよ。これは今、回答してくださいとは言いませんので、環境省と調整して、次回でいいですから。

【委員長】 アドバイスですね。

環境省の方には、私も色々お述べさせていただきましたが、どこか間違っていますでしょうか。

【K委員】 間違っていないです。私も同様の意見です。やはり年度を決めて目標を持ってやっていくということが大事なんです。

【委員長】 バックキャストデータがなかなか示していただけないので、平成35年以降がどうしても不安になりますよね。そこで、皆様にはもう少し逼迫感をもって状況を調べていただいて、掘り起しのモチベーションがもっと上がるようにしていただきたいと思います。

【環境省産業廃棄物課(福井課長補佐)】 ありがとうございます。私が御説明した資料3の2枚目の裏、スライドの7に書いてございますけれども、フォローアップ調査については、各県市が目標期日を定め、これはその掘り起こし調査をいつまでに終わるかということでございますけれども、目標期日を定めていただきまして、それにつ

いて環境省としてもフォローアップをさせていただくということ。これは基本計画にも書いてございますので、その方針で、これからようやくというところではございませぬけれども、取組を始めさせていただくということで、今、時点で我々としてもまだ決められているものではございませんけれども、しっかりとそういった目標を持った形で進めていくことはしていきたいと思っております。

【委員長】 その一環として、実際に掘り起こしに大変苦勞して皆さんやっぴらっしやるわけです。その事例も出ていました。

【環境省産業廃棄物課（福井課長補佐）】 そうですね。そういった取組に関しても、優良事例を西のほうから中心にまとめさせていただいて、それを自治体の皆様に共有をさせていただいております。これは年末に作成して共有しております。そういったものを、しっかりと私のほうでも汗をかいて取り組んでいきたいと。西日本のほうで、北九州事業エリア北九州を除いて 36 の自治体があります。そのうちの 29 の自治体を私は直接回らせていただいて、会議の場ではなくて、直接相対でお話をお伺いして、どういう課題があるのか、どういう進捗なのかということもお話をお伺いしております。そういったものもまとめさせていただいて、皆さんに共有させていただくことをさせていただいております。

委員長から御指摘がありました、有識者の検討会にお越しいたごいて臨場感、緊迫感を持って取組を進めていく、これも非常に重要だとは思っています。ただ、皆様に東京にお越しいたごいくというのもそれは御負担でもありますので。

【委員長】 予算のとり方等に工夫をしていただき、今年度は間に合わないかもしれませんが……。

【環境省産業廃棄物課（福井課長補佐）】 早期処理関係者連絡会を御説明いたしましたけれども、別途、そういった会議ですとか、広域協議会、これは従来から行っております会議体でございませぬけれども、そういった場で集まって、環境省からおうかがいをして御説明をさせていただくとともに、取組の進捗状況を共有する場も設けております。そういった取組は引き続きしっかりと進めていきたいと思っております。

【委員長】 できましたら現場の経験者の生の声を聞かせて頂けると、皆さんにとっては大変有意義かと思っております。

【環境省産業廃棄物課（福井課長補佐）】 わかりました。ありがとうございます。

【委員長】 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

F 委員、よろしいですか。

【F 委員】 ちょっと確認ですが、延長する前までは、私もいろんな委員会に出ていましたけれども、この設備を解体まで 10 年間でやるというお話があったんですね。当初は、10 年間でさら地にしますからというお話があって、地域住民に私たちは 10 年間だけ辛抱してくれということで報告していたんです。

それで、いろんな問題があったものですからね、常時止めておっては 10 年間で終わりませんわなという話をしてきたんです。

それから、できませんと、延長しますね。次回は 34 年となっています。34 年までにこの土地を完了してさら地にすることができるかどうかです。K 委員が言われたように、長期的な年度ごとにどうだこうだ言ってもらえると、もう 28 年度も終わりで延長の期間に入っている。私もこの設備はいつまでにできるのと聞かれたら、34 年で終わりますということと言えるかどうかですね。

さら地まではできないとしても、できるだけ早く。この掘り起こしの問題が出てきたのは最近ですね。それまではこの話がなかったんですね。こういう問題ができて、こういう問題がありますので 34 年まで延長しますと私たちも地域では話していますからね。それまでにこの土地を完了してさら地にできるかどうかです。さら地にできません。また延長しますではいかんもんで、住民から言われたら私たちも苦しい立場なんです。

そういうことで、できるだけ緊張感を持って PCB の処理に、運転会社もそうですけど、JESCO の方もそうですけども、緊張感を持って、コミュニケーションよく仕事に当たってほしいなという要望です。

【委員長】 JESCO では当初は、確かにいろいろありましたが、最近はしっかり安定稼働に努めておられます。今後の一番の課題は、PCB 廃棄物の掘り起こしです。これをしっかりやらないと、いくら JESCO で受け入れていただいたとしても、処理が間に合いません。その辺のところを皆さんと一緒に協力をいただければと思います。

そのほかよろしいですか。

皆様からは非常に活発な御意見、御議論をいただきましたが、私の不手際で終了時間が若干過ぎてしまいました。それでは、本日の議題を全て終了させていただきますが、よろしかったでしょうか。

本日の資料の公開について事務局のほうに再度確認させていただきます。全て公開でよろしいでしょうか。

【豊田市環境部（河合廃棄物対策課長）】 結構でございます。

【委員長】 ありがとうございます。それでは、すべて公開をお願いします。

本日の議事録につきましても、これまでと同様、速やかな公表のために、事務局で作成した議事録案を皆様にお目を通して修正していただいたものを受けまして、最後、私のほうで一任で事務局とやり取りすることで御異論ないでしょうか。

（「結構です」の声あり）

【委員長】 ありがとうございます。それでは、事務局は速やかに議事録を作成していただいて、皆様にお送りしてください。

以上で、本日の委員会、所定の時間を少し過ぎてしまいましたが、平成 28 年度第 2 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会の議題を全て終了いたします。

委員の皆様には、会議の進行に御協力いただきましてありがとうございました。

進行を事務局のほうにお返しいたします。

【事務局（白木）】 それでは、長時間にわたり、松田委員長を始め委員の皆様、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、平成 28 年度第 2 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会を閉会いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございました。気をつけてお帰りください。

午後 4 時 19 分 閉会